

防人給（事）第132号
令和6年3月29日
一部改正 防人給（事）第169号
令和7年3月28日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

博士課程修了の学歴免許の資格等を有する幹部自衛官の号俸の決定の運用について（通達）

標記について、下記のとおり定められ、令和5年4月1日から適用することとされたので通達する。

記

第1 用語の定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 適用日 令和5年4月1日をいう。
- (2) 幹部自衛官 3等陸尉、3等海尉又は3等空尉以上の自衛官（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）別表第2の陸将、海将及び空将並びに陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官を除く。）をいう。
- (3) 省令 防衛省職員給与施行規則（昭和44年総理府令第45号）をいう。
- (4) 訓令 幹部自衛官として採用された者の初任給の特例に関する訓令（平成6年防衛庁訓令第10号）をいう。
- (5) 上位の資格 訓令第1条第2項第1号に規定する博士課程修了の学歴免許等の資格又は防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定める資格をいう。

- (6) 一般幹部自衛官（院卒） 省令第1条第1項第2号ロ又はハに掲げる者として採用された幹部自衛官をいう。
- (7) 一般幹部自衛官（大卒） 省令第1条第1項第1号イ、ハ又はニに掲げる者として採用された幹部自衛官をいう。
- (8) 技術幹部自衛官 選考による自衛官の採用の基準に関する訓令（平成29年防衛省訓令第34号）第2条第1項第1号の基準により採用された幹部自衛官（訓令第1条第2項第1号の規定の適用を受け号俸が決定された幹部自衛官を除く。）をいう。
- (9) 専門的知識等 訓令第1条第2項に規定する専門的な知識、技術又は経験をいう。

第2 適用日以前に上位の資格を有している幹部自衛官の号俸の決定について

適用日の前日から引き続き在職する一般幹部自衛官（院卒）、一般幹部自衛官（大卒）又は技術幹部自衛官が、適用日において次に掲げる要件のいずれも満たしている場合には、一般幹部自衛官（院卒）にあつては適用日に受けていた号俸の3号俸上位の号俸と、一般幹部自衛官（大卒）及び技術幹部自衛官にあつては適用日に受けていた号俸の5号俸上位の号俸とすることができる。ただし、特別の事情によりこれにより難い場合には、あらかじめ個別に防衛大臣の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 上位の資格を取得していること
- (2) 専門的知識等を必要とする職に補職されていること

第3 適用日後に上位の資格を取得した幹部自衛官の号俸の決定について

1 適用日後に上位の資格を取得した技術幹部自衛官について

適用日以後に訓令第1条第2項第2号の規定の適用を受け号俸が決定された技術幹部自衛官であつて、当該規定の適用を受けることとなった日後に当該適用を受けながら上位の資格を取得したものの号俸は、あらかじめ防衛大臣の承認を得て定める号俸とすることができる。

2 適用日後に上位の資格を取得した一般幹部自衛官（院卒）等について

一般幹部自衛官（院卒）、一般幹部自衛官（大卒）又は技術幹部自衛官（前項に規定する者を除く。以下この項において同じ。）が適用日後に第2各号に掲げる要件のいずれも満たした場合の当該日以後の号俸は、一般幹部自衛官（院卒）にあつては当該日の前日において受けていた号俸の3号俸（防衛省の職員の給与等に関する法律別表第2自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄、1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄並びに1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(二)欄の適用を受ける自衛官（以下この項において「1佐(二)以上の自衛官」という。）にあつては、1号俸）上位の号俸と、一般幹部自衛官（大卒）及び技術幹部自衛官にあつては当該日の前日において受けていた号俸の5号俸（1佐(二)以上の自衛官にあつては、2号俸）上位の号俸とすることができる。ただし、特別の事情によりこれにより難い場合には、あらかじめ個別に防衛大臣の承認を得て、

別段の取扱いをすることができる。

第4 防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定める資格について

訓令第1条第2項第1号に規定する防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定める資格は、防衛大学校の博士課程の修了とし、同項第2号に規定する防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定める資格は、防衛大学校の修士課程の修了とする。

第5 運用解釈について

- 1 第2本文及び第3第2項の規定による号俸の決定については、その過程等を明確に行うとともに、その内容を適切に把握しておくものとする。
- 2 専門的知識等は、大学院の博士課程、修士課程等で得られる専門的な知識、技術及びこれらの課程等において自ら研究課題を設定し研究活動を行うことにより創造力、自立力等を磨くなどにより得られた専門的な経験を指すものである。したがって、採用後の職務を通じて得た知識、技術又は経験は含まれない。
- 3 幹部候補生や定年退職前の付配置等は、専門的知識等を必要とする職には含まれない。
- 4 第2各号に掲げる要件のいずれも満たす幹部自衛官が他の職（臨時的に置かれる職を含む。）に補職される場合であっても、当該補職後において専門的知識等のうちのいずれかを必要とする職務に従事する場合は、当該幹部自衛官は引き続き第2第2号に掲げる要件を満たすものとする。
- 5 特別の事情によりこの通達の規定により難しい場合には、あらかじめ個別に防衛大臣の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。